

令和8年度西川町移住促進引越し費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西川町（以下「町」という。）へ移住し、新たに生活を始める者に対し、新生活に係る経費を支援することにより、町への移住及び定住を促進するため、西川町移住促進引越し費用補助金（以下「補助金」という。）の交付等について、西川町補助金等の適正化に関する規則（昭和40年10月町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 町外の市区町村から住民票の異動を伴い町内に転入すること。
- (2) 定住 転入後、町内に5年以上生活の本拠地を置く意思を持って居住すること。
- (3) 引越し費用 本町への移住のために要する荷物等の運搬費用で、運送業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業の許可を受けた事業者又は貨物軽自動車運送事業の届出を行った事業者をいう。）への支払いに係る実費をいう。
- (4) 公務員 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（内定者を含む。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員（内定者を含む。）をいう。
- (5) 市区町村税 市区町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 令和8年4月1日以降において、移住を目的として西川町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録をしていること。
 - (2) 本町に定住する意思があること。
 - (3) 第1号の転入時において、本町から転出して1年以上経過している者又は、町外出身者で新たに本町に住所を定める者
 - (4) 日本国籍を有していない者にあつては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有している者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 本町における居住が職務上の転勤等一時的な理由で転入した者
 - (2) 社会福祉施設等への入所を目的として転入した者
 - (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び申請者と同居する世帯の納税義務者において市区町村税等の滞納がある者
 - (4) 生活保護法（昭和25年法律第144条）の規定による公的扶助その他の公的制度による補助等を受けている者
 - (5) 公務員又は地域おこし協力隊である者
 - (6) 西川町暴力団排除条例（平成24年3月町条例第1号）第2条に規定する暴力団員及び暴

力団員と密接な関係を有する者

(7) その他町長が適切でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、転入日から起算し3月前の日以後に支払った引越し費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。ただし、1世帯当たり10万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付の回数は、当該年度において同一の世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、本町への転入の日から3箇月以降1年以内に、西川町移住促進引越し費用補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記様式第2号）

(2) 転入後の住民票謄本の写し

(3) 世帯全員の納税証明書

(4) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査及びその他必要な調査を行い、交付の可否を決定し、西川町移住促進引越し費用補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに西川町移住促進引越し費用補助金変更交付申請書（別記様式第4号）に、第6条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、審査その他必要な調査を行い、西川町移住者引越支援補助金変更交付決定（却下）通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第9条 交付決定者は、第7条又は前条第2項の交付決定通知を受けた場合は、速やかに西川町移住促進引越し費用補助金交付請求書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない

い。

（補助金の確定）

第 10 条 町長は、前条の交付決定者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 11 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- （3） 規則又はこの要綱の規定に違反する行為があったとき。
- （4） その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、西川町移住促進引越し費用補助金交付決定取消通知書（別記様式 7 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に支払った補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

（報告等）

第 13 条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

年 月 日

西川町長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

※自書又は押印

連絡先 (_____) _____

西川町移住促進引越し費用補助金交付申請書

西川町移住促進引越し費用補助金の交付を受けたいので、西川町移住促進引越し費用補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添付して申請します。また、西川町長が補助金交付審査のため、住民基本台帳等について確認することについて同意します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 誓約書（別記様式第 2 号）
- (2) 転入後の住民票謄本の写し
- (3) 世帯全員の納税証明書
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

年 月 日

西川町長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

※自書又は押印

誓 約 書

私は、西川町移住促進引越し費用補助金の交付申請にあたり、西川町移住促進引越し費用補助金交付要綱に定める下記の補助対象要件に該当することを、及びこれを遵守することを誓約します。

また、西川町移住促進引越し費用補助金要綱第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の交付決定を取り消されても異議はありません。この場合において、既に交付を受けた補助金の全部または一部を返還します。

記

- 1 転入日から 5 年以上、西川町に定住する意思があること。
- 2 引越し費用について、他の制度による公的住宅扶助（生活保護等）を受けていないこと。

年 月 日

申請者 様

西川町長

西川町移住促進引越し費用補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました西川町移住促進引越し費用補助金交付申請書について、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 却下の理由

年 月 日

西川町長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

※自書又は押印

連絡先 (_____) _____

西川町移住促進引越し費用補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業の内容を下記のとおり変更したいので、西川町移住促進引越し費用補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、関係する書類を添えて補助金の変更交付を申請します。

記

1 変更申請額 _____ 円

2 変更理由

3 添付書類

※変更申請に必要な書類のみを添付

年 月 日

申請者 様

西川町長

西川町移住促進引越し費用補助金変更交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました西川町移住促進引越し費用補助金変更交付申請書について、内容を審査した結果、西川町移住促進引越し費用補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、補助金について変更交付することを決定（却下）しましたので通知します。

記

1 変更交付決定額 _____ 円

2 却下の理由

年 月 日

西川町長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

※自書又は押印

連絡先 (_____) _____

西川町移住促進引越し費用補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定を受けた標記補助金について、西川町移住促進引越し費用補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、補助金を請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込口座

金融機関	銀行 信用組合 農協 信用金庫 労働金庫						
	支店 ・ 支所						
種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()						
口座番号							
フリガナ							
口座名義							

年 月 日

申請者 様

西川町長

西川町移住促進引越し費用補助金交付取消通知書

年 月 日付けで申請のありました西川町移住促進引越し費用補助金について、西川町移住促進引越し費用補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、取消しましたので通知します。

記

1 取消金額 _____ 円

2 取消の理由